

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月1日

支出負担行為担当官
南関東防衛局長 堀地 徹

1 入札に付する事項

- (1) 件名 南関東防衛局(30)住宅防音事業設計図書審査補助業務(その1)
- (2) 内容 住宅防音事業における設計図書の審査を実施する。
 - ・厚木飛行場に関する 1, 500世帯分
(詳細は仕様書のとおり)
- (3) 履行場所 南関東防衛局又は受託者が届出し委託者が承認した場所
- (4) 履行期間 契約日の翌日から平成30年11月30日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」において「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は防衛省における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A」又は「B」の格付を受け、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(防経装第10622号。25.8.1)」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。(別紙参照)
- (9) 単体企業
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者でないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと。

ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処され、又はこの法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

オ 次のいずれかに該当したことから契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者でないこと。

(ア) 偽りその他不正の行為により落札者となった場合

(イ) 入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなった場合

(ウ) 契約について定められた事項について重大な違反があった場合

(エ) 委託者が、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認め、当該業務の状況に関し必要な報告を求めた際に報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

(オ) 委託者が、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認め、必要な措置をとるべきこととした指示に違反した場合

(カ) 暴力団員を業務を統括する者又はその従業員としていた場合

(キ) 受託者又はその従業員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

(ク) 保有個人情報をご自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者でないこと。

キ 法人であって、その役員のうち前各号いずれかに該当する者があるものではないこと。

ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。

ケ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者でないこと。

コ その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本委託業務の公正な実施又は本委託業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者でないこと。

(10) 共同事業体

ア 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時まで代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。

なお、代表者及び構成員は、他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

イ 共同事業体で入札に参加する場合には、代表者及び構成員は、2(1)に規定する条件を満たすものとする。

ウ 共同事業体を結成するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の(ア)から(ク)までに掲げる事項を規定した共同事業体結成に関する協定書により、協定を締結するものとする。

なお、共同事業体の構成員となる企業は、委託業務の実施に際し、瑕疵があった場合における構成員間の責任分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項について、あらかじめ合意するとともに、請求手続に関する覚書を取り交わさなければならない。

(ア) 目的

共同事業体の構成員が、委託業務を共同連帯して営む旨を規定すること。

- (イ) 共同事業体の名称
 - (ウ) 主たる事務所の所在地
 - (エ) 成立及び解散の時期
契約を締結した日から当該契約の終了後 3 月を経過する日までの間は、解散しないこと。
 - (オ) 構成員の住所及び名称
 - (カ) 代表者の名称
 - (キ) 代表者の権限
代表者は、委託業務の実施に関し、共同事業体を代表すること及び業務委託料の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有すること。
 - (ク) 運営委員会
構成員全員をもって運営委員会を設けること及び当該運営委員会が共同事業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上、決定し、委託業務の実施に当たること。
 - (ケ) 構成員の責任
構成員は、委託業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - (コ) 区分経理
共同事業体は、委託業務に係る収入及び支出について、明確に区分して経理すること。
 - (サ) 権利義務の譲渡の制限
委託業務に係る権利義務は、他人に譲渡することができないものとする。
 - (シ) 構成員の加入に関する事項
新たに構成員を加入させようとする場合は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。
 - (ス) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置
構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合には、他の構成員が共同連帯して委託業務を実施するものとする。
 - (セ) 代表者の変更
代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、委託者の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とする。
 - (ソ) 解散後の瑕疵担保責任
委託業務の実施に関し、瑕疵があったときは、共同事業体が解散した後においても、各構成員は共同連帯してその責に任ずること。
 - (タ) 協定書に定めのない事項
協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。
- (11) 入札参加者間の公平性
入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係（これらと同視し得るものを含む。）がないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、次の(ア)の規定については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

3 入札方法

- (1) 本案件は、資料提出及び入札等を**電子調達システム(政府電子調達(GEPS))**により行う案件である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、南関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする(詳細は入札説明書による。)

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続等

- (1) 入札説明書等の交付

電子調達システムからダウンロード

- ・電子調達システムのURL: **政府電子調達 (GEPs) <https://www.geps.go.jp/>**
- 又は、下記交付場所において交付。

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内13F
南関東防衛局総務部契約課 TEL 045-211-7143 FAX045-212-2806

- (2) 交付期間等

ア 交付期間 平成30年6月1日から同年6月12日まで

イ 交付時間

- ・電子入札 上記URL参照
- ・紙入札 午前9時から午後5時まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、(正午から午後1時までの間を除く。)

- (3) 申請書及び資料(以下「申請書等」という。)の提出期限等

ア 電子調達システムによる場合

- ・提出期間 平成30年6月1日から同年6月12日まで。ただし、平成30年6月12日は正午まで。
- ・提出方法 電子調達システムにより提出を行う。

イ 紙入札方式による場合

- ・提出期間 平成30年6月1日から平成30年6月12日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)ただし、平成30年6月12日は正午まで。郵送による場合は午後5時まで必着とする。
- ・提出場所 上記(1)に同じ。

- ・提出方法 郵送、託送又は持参すること。(郵送等の場合は書留、又は書留と同等のものに限る。)

(4) 入札書の提出

入札書の提出は、電子調達システムにより行うこと。ただし、3.(1)の承諾を得た場合は、紙により持参する。

ア 電子調達システムによる入札書の提出期限

- ・平成30年6月22日～平成30年6月26日 正午まで

イ 紙入札方式による入札書の提出期限及び場所

- ・提出期限 平成30年6月22日～平成30年6月26日(行政機関の休日を除く)の毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、平成30年6月26日は正午まで。

- ・場 所 上記(1)に同じ

(5) 開札の日時及び場所

- ・開札日時 平成30年6月27日 午後2時30分

- ・開札場所 南関東防衛局第1入札室(横浜第2合同庁舎内13階)

- (6) (3)～(5)において、電子調達システムにシステム障害が発生した場合には、日時を変更する場合がある。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 南関東防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 南関東防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。保証金額は契約金額の10分の1以上とする。

(2) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(3) 仕様書等を受け取らない者の入札参加は認めない。

(4) 暴力団関係業者の排除(詳細は入札心得書による。)

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 適用する契約条項

契約書

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

個人情報の保護に関する特約条項

(8) 電子調達システム問い合わせ先:

政府電子調達(GEPS) <https://www.geps.go.jp/>

(9) その他詳細は、入札説明書による。

適合条件

条件と提出書類

- 個人情報 を適正に管理できることを証明できる者であること（地方防衛局及び東海防衛支局が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）にあつては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は同協会が認定する審査期間の I S M S 認証等を得ていること。）を確認できる資料

提出書類：個人情報管理に係る体制証明書（入札説明書 別紙様式第 3）

ただし、プライバシーマーク使用許諾等を得ている者は、当該許諾等を証明するものの写しの提出をもって代えることができる。

- 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計、監理又は事務手続補助等委託業務の請負者（委託業務の受託期間中に当該工事、設計、監理又は事務手続補助等委託業務の請負（下請けを含む。）を予定している者を含む。）でないこと及び当該請負者と資本又は人事面において関連がある者でないことを確認できる資料
なお、資本又は人事面において関連がある者とは、次の a から c までに該当する者をいう。
 - a 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合（代表権を有しているか否かは問わない。）
 - c 親会社と関連会社（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 18 号に規定する関連会社をいう。）の関係にある場合

提出書類：中立性等誓約書（入札説明書 別紙様式第 4）

法人登記簿等の資本又は人事面について確認できる書類

- 入札参加時において、受託者との雇用関係があり、かつ次の資格等のいずれかを有する者
 - (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級、二級建築士又は木造建築士

- (2) 一級又は二級建築施工管理技士（建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定に合格した者）
- (3) 建築積算士又は建築積算士補（公益社団法人日本建築積算協会の登録を受けている者）
- (4) 補助金の交付を決定する者※として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条等に基づく補助金等の交付の決定に関する業務及び補助金の交付の決定に関する審査業務等を国、地方自治体等の職員として実施した経験を有する者
 - ※ 補助金の交付を決定する者とは、国、都道府県、地方自治体等で職員として従事していた者をいう。
- (5) (1)～(4)と同等の能力を有すると認められる者

提出資料：資格を保有することを証明する免許等の写し